

# 申告と納税の期限の一覧

| 税 目             | 申 告                                | 納 税                      |                    |
|-----------------|------------------------------------|--------------------------|--------------------|
| 個人の住民税          | 給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日      | 6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに | 特別徴収               |
|                 | 公的年金所得者については、年金支払者が公的年金等支払報告書を1月末日 | 毎年金支給月に徴収して翌月10日までに      | 特別徴収               |
|                 | 給与所得者・公的年金所得者以外の人は3月15日            | 一般的に6月・8月・10月・翌年1月       | 普通徴収               |
| 法人の住民税<br>事業税   | 事業年度が終了した日から原則として2か月以内             | 申告と同じ                    | 申告納付               |
| 県民税利子割          | 毎月分を翌月10日                          | 申告と同じ                    | 申告納入               |
| 県民税配当割          | 配当等の支払いの翌月10日                      | 申告と同じ                    | 申告納入               |
| 県民税株式等<br>譲渡所得割 | 毎年分を翌年1月10日                        | 申告と同じ                    | 申告納入               |
| 個人事業税           | 3月15日                              | 第1期分8月、第2期分11月           | 普通徴収               |
| 不動産取得税          | 取得した日から60日以内                       | 納税通知書で定める日               | 普通徴収               |
| 地方消費税           | 法人は課税期間末日の翌日から2か月以内、個人は3月31日       | 申告と同じ                    | 申告納付               |
| 県たばこ税           | 毎月分を翌月末日                           | 申告と同じ                    | 申告納付               |
| 市町村たばこ税         | 毎月分を翌月末日                           | 申告と同じ                    | 申告納付               |
| ゴルフ場利用税         | 毎月分を翌月15日                          | 申告と同じ                    | 申告納入               |
| 自動車取得税          | 自動車の登録や使用の届出のとき                    | 申告と同じ                    | 申告納付<br>(証紙徴収)     |
| 軽油引取税           | 毎月分を翌月末日                           | 申告と同じ                    | 申告納入               |
| 自動車税            | 自動車の取得、消滅又は変更のあった日から10日以内          | 5月                       | 普通徴収               |
|                 |                                    | 新規登録のとき                  | 証紙徴収               |
| 軽自動車税           | 軽自動車等の所有者又は使用者となった日から、通常15日以内      | 一般的には4月中                 | 普通徴収<br>又は<br>証紙徴収 |
|                 | 当初の申告から変更があった場合は、変更のあった日から、通常15日以内 |                          |                    |
|                 | 軽自動車等の所有者又は使用者でなくなった日から、通常30日以内    |                          |                    |

| 税 目       | 申 告                       | 納                                    | 税    |
|-----------|---------------------------|--------------------------------------|------|
| 鉱 区 税     | 鉱業権の取得、消滅又は変更のあった日から10日以内 | 5月                                   | 普通徴収 |
| 狩 猟 税     | 登録を受けるとき                  | 登録を受けるとき                             | 証紙徴収 |
| 固 定 資 産 税 | 償却資産の所有者については1月末日         | 一般的に4月・7月・12月・翌年2月                   | 普通徴収 |
| 都 市 計 画 税 | _____                     | 一般的に4月・7月・12月・翌年2月<br>(固定資産税とあわせて納付) | 普通徴収 |
| 国民健康保険税   | 通常、4月15日                  | 通常4月・7月・10月・翌年1月                     | 普通徴収 |
|           | 年金保険者が公的年金等支払報告書を1月末日     | 毎年金支給月に徴収して翌月10日まで                   | 特別徴収 |
| 鉱 産 税     | 通常、毎月分を翌月10日から同月末日        | 申告と同じ                                | 申告納付 |
| 入 湯 税     | 鉱泉浴場の経営者が、通常、毎月分を翌月15日    | 申告と同じ                                | 申告納入 |

(注) ●法律などで定められた納期限が土曜日、日曜日、祝日などにあたるときは、これらの翌日が納期限となります。

- 特別徴収……地方税の徴収について便宜を有する者（経営者など）が実際の納税者から税を受け取り、納めます。
- 普通徴収……県又は市町村から納税通知書が送られ、その納税通知書で納めます。
- 申告納付……納税者が自分で納める税額を申告して納めます。
- 申告納入……経営者などが特別徴収した税額を申告し、納めます。
- 証紙徴収……県又は市町村が発行する証紙などにより税金を納めます。

